

議案第40号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月31日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0
キロワット以下のもの 年額2,000円

第47条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第40条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第47条の2第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号を次のように改める。

（5） 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の末日及び運転免許の種類並びに運転免許に条件が付されている場合には、その条件

第47条の2中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、第1項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者が免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人

番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 0 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 4 7 条第 2 項（第 5 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

軽自動車税の種別割の税率に係る原動機付自転車の区分を改める等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(種別割の税率)	(種別割の税率)
第40条 軽自動車等の所有に対して課する種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第40条 軽自動車等の所有に対して課する種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 原動機付自転車	(1) 原動機付自転車
ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額2,000円	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額2,000円
イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円	イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は_____定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円
ウ <u>二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額2,000円	
エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出	ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は_____定格出

力が0.8キロワットを超えるもの
の 年額2,400円

オ 略

(2)及び(3) 略

2 略

(種別割の減免)

第47条 略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力
(第40条第1項第1号ウに掲げる
原動機付自転車にあつては、原動機
の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第47条の2 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定に

力が0.8キロワットを超えるもの
の 年額2,400円

エ 略

(2)及び(3) 略

2 略

(種別割の減免)

第47条 略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第47条の2 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定に

より戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する

より戦傷病者手帳の交付を受けている
 者で身体障害者手帳の交付を受けてい
 ないものにあつては、戦傷病者手帳と
 する。以下この項において「身体障害
 者手帳」という。）
 、厚生労働大臣の
 定めるところにより交付された療育手
 帳若しくは東京都知事の定めるところ
 により交付された愛の手帳（以下この
 項において「療育手帳等」という。）
 又は精神保健及び精神障害者福祉に關
 する法律（昭和２５年法律第１２３
 号）第４５条の規定により交付された
 精神障害者保健福祉手帳（以下この項
 において「精神障害者保健福祉手帳」
 という。）及び道路交通法（昭和３５
 年法律第１０５号）第９２条の規定に
 より交付された身体障害者又は身
体障害者等と生計を一にする者若しく
 は身体障害者等（身体障害者等のみで
 構成される世帯の者に限る。）を常時
 介護する者の運転免許証（以下この項
 において「運転免許証」という。）を
提示

する

とともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の末日及び運転免許の種類並びに運転免許に条件が付されている場合には、その条件

(6) 略

3 前項の場合において、第1項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者が免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 略

とともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3 略

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
軽自動車税	1 新基準原付バイクに係る種別割の税率の設定 総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の二輪の原動機付自転車に係る種別割の税率を年額2,000円とする。 (区税条例第40条・地方税法第463条の15)	令和7年 4月1日	令和7年度以後の年度分の種別割に適用
	2 身体障害者等に対する種別割の減免の手續に係る規定の整備 身体障害者等に対する種別割の減免を受けようとする者が提示するものに、免許情報記録個人番号カード※を加えること等とする。 ※ 運転免許の年月日、運転免許の種類その他の運転免許に係る一定の情報が記録された個人番号カードをいう。 (区税条例第47条の2)	令和7年 4月1日	—